

令和6年能登半島地震被災者向け

緊急通報装置無償貸与事業

七尾市では令和6年能登半島地震により被災した対象者に、被災生活における見守りを目的に緊急通報装置を無償貸与する事業を開始します。

次のいずれかの要件に該当し、ご利用を希望される方は、申請ください。

1. 対象者

令和6年能登半島地震により被災し、七尾市内に居住（仮設住宅、自宅問わず）し、次のいずれかの要件に該当する方。

- ① 高齢者のみ世帯で生活している高齢者（単身高齢者、高齢者夫婦世帯等）
 - ② 心身の障害が原因で日常生活に支障をきたしている者
 - ③ 脳血管疾患、心疾患など発作や急変を起こす疾患がある者
- ※①～③に該当されない方もご相談ください。

2. 事業概要

○緊急通報装置と人感センサーを貸与します。

※緊急通報装置は据え置き型と携帯型があり、どちらかを選んでください。

○緊急時に通報装置を押すもしくは人感センサーの反応によりコールセンターの専門相談員につながります。また、必要に応じて自宅に駆けつけ、協力者への連絡、緊急時には消防を要請します。

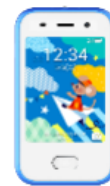
○利用者の安否を確認するため、コールセンターから月に1回程度連絡します。

【据え置き型】



押しボタンが大きくて使いやすい
室内のみ利用可能

【携帯型】



外出時、体調に異変があっても利用可能
GPS機能付き

3. 注 意 事 項

- 緊急通報装置は受託業者が設置に伺いますので、その際には立会をお願いします。（装置の使用方法の説明等があるため。）
- 1世帯複数台利用の場合利用料が発生します。
- 利用者の瑕疵により破損・故障した場合には費用負担が発生する場合があります。
- 申請時の居住地から引っ越す場合や廃止を希望する場合には市もしくは受託業者に連絡をお願いします。
- 携帯型は一般通話としては利用できません。

4. 申請に必要な書類

- 令和6年能登半島地震被災者向け緊急通報装置利用申請書
- 同意書
- 罹災証明書の写し
- 本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等で生年月日、氏名が分かるもの）
- ※②③の申請者は分かる書類の写し（手帳、診断書等）

5. 申 請 方 法

- 窓口
受付場所 七尾市役所福祉課（パトリア3階③窓口）
（平日8:30～17:15受付）
- 郵送
郵 送 先 〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階
七尾市健康福祉部福祉課 宛
- オンライン申請
七尾市電子申請サービスからお手続きください。



6. 問い合わせ

七尾市役所健康福祉部福祉課
電話番号 0767-53-8418